

2019年10月1日

秋田市議会改革調査特別委員会委員 高橋伸介様

議会議事制度改革特別委員会への意見書

議会議事制度改革特別委員会では、議事基本条例制定に向けた議論が行われていると存じます。

事務局長で遊ばれている「市民参画を推進すること、議会の議論の中に市民の意見を反映する仕組みを構築すること」との文言が、多くの会派の意見で採択されているようですが、秋が市の主人公は市民です。議員といえども、すべての項目に口添えをされているわけではないと考えます。

ですから、できるだけ市長が議会に参画し、さまざまなご意見を議会に反映させる仕組みを構築することは、市民に聞かれた、「市民とともに歩む」議会にとって必要なことだと考え、前文本文の文言を修正していただきますようお願いいたします。

また、市民参画の具体的な手立てとして、定例会の1日目の遊州前1時開会、市民の皆様が議員の前で意見を述べていただける機会を保障すること。集まる市民は前回公断で選出すればよいと考えます。そうすれば、議会と市民の距離が近づき、議公を構築される市にもなると考えます。

このような制度は、アメリカのカリフォルニア州バークレー市議会では実施されています。

また、中継ライブで開會については、「開会の運用でも、紹介議員となれば議事とすることができ、「陳情」の内容に基づき、私議案や意見書案を提出し、一般質問を行うことができること」が「理由」などの理由で、現状のままでも問題ないかと存じます。議員の立場から言えばほとんどの不都合はないかもしれません。また、集まる市民にとっては、紹介議員が見つかからない場合も多々あると考えます。よって、陳情については市民の声を直接聞き取れる開會のやり方、陳情に準じた扱いをさせていただきますと考えます。

さらに、意見書の採択について、伍々の議員の賛否については公開していま

せんが、市民に聞かれた議公を保障するために意見書の賛否についても公開する必要があります。以上です。「市民に聞かれた、「市民とともに歩む」議公作りにつながる」とおっしゃいます。

議公での一人ひとりの議員の権利の保障について、議公改革の原則として、以下の点について中継ライブしていただきます。と書かれています。

本来、一人ひとりの議員は平等の権利と義務を担っています。秋が市議会は、3人以上で会派をつくり、会派を中心に議公を運営されています。そのため、会派に入っていない議員は、代表質問ができない、予算・決算特別委員会に入れない、議事録編集委員会や議公改革特別委員会にも入れません。

結果として、各議員がもつ平等の権利を確保することになっていきます。公断の構成は目下で、各委員会の委員の選出などもすべての議員が平等に選ばれる機会を保障すべきだと考えます。

記

- 1 大会議閉会前に、市民に意見表明をする時間を保障すること
- 2 陳情についても、前項に準じた扱いをすること
- 3 遊州前開会についても、各議員の賛否を公開すること
- 4 会派は一人から選ばれること
- 5 予算決算特別委員会のどちらからかにかかわらずすべての議員の参加を保障すること。
- 6 議公委員の特別委員会では、会派のあり方も議公の委員とし、無会派の議員の参加も保障すること。また、すべての議員の参加で議公改革を議論する場を保障すること
- 7 当然のことながら、各委員会の参加を平等に保障し、意見書も保障すること
- 8 責任委員会や各課委員会の前編は、すべての議員から質問を保障し、公平に決定すること。
- 9 一般質問の原稿も、会派に所属しない議員も含めて公平に決定すること

千葉伸司 手塚隆寛